

公益社団法人 日本コンクリート工学会  
技術専門委員会規程

令和元年5月22日 制定

(目的)

第1条 この規程は、技術専門委員会（以下「委員会」という。）の組織、職務及び運営等について定める。

(組織)

第2条 委員会は、原則として委員20名以内をもって組織する。委員は、第3条に定める委員長が指名する。

2. 必要に応じて分科会を設けることができる。分科会は、委員会の委員で構成する。

(委員長、副委員長、幹事等)

第3条 委員会に委員長1名、必要に応じて副委員長及び幹事各若干名を置く。

2. 委員長は、技術委員会委員長が指名する。

3. 副委員長及び幹事は、委員のうちから委員長が指名する。

4. 委員会に必要に応じて顧問を置くことができる。顧問の人数は、原則として2名程度までとする。

(任期)

第4条 委員長、副委員長及び幹事の任期は2年とし、最長6年まで重任を妨げない。

2. 委員の任期は2年とし、重任を妨げない。

3. 任期途中で交代した委員の任期は、前任者の残りの期間とする。

4. 顧問の任期は定めない。

(職務)

第5条 委員会は、コンクリートに関する各種技術情報の収集、分析及びソフトの開発・改良等を行う。

(運営)

第6条 委員会は、委員長が必要の都度招集し、運営に当たる。

(規程の改廃)

第7条 この規程の改廃は、技術委員会が発議し、企画調整会議の議を経て、理事会が決定する。

附 則

1. この規程は、令和元年5月22日から施行する。